

対象船舶

- 以下の船舶に対し、水密全通甲板の設置を義務化。

:知床遊覧船事故を踏まえた強化/見直し部分

航行区域	旅客数	①旅客定員13人以上の船舶	②旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)
		20トン	20トン
平水区域	湖川港内(琵琶湖を除く)	水密全通甲板の設置	水密全通甲板の設置
	琵琶湖		
	上記を除く平水区域		
沿海区域	2時間限定沿海	水密全通甲板の設置	水密全通甲板の設置
	沿岸5マイル		
	上記を除く沿海区域		

- 水密全通甲板の設置に加え、以下の船舶に対し、いずれの一区画に浸水しても沈没しないように水密隔壁を配置すること(一区画可浸)を義務化。

航行区域	旅客数	①旅客定員13人以上の船舶	②旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)
		20トン	20トン
平水区域	湖川港内(琵琶湖を除く)	損傷時復原性基準※2	一区画可浸の基準※1
	琵琶湖		
	上記を除く平水区域		
沿海区域	2時間限定沿海		
	沿岸5マイル		
	上記を除く沿海区域		

※1 暴露部に開口がある区画(打ち込みによる浸水のおそれがある区画)は、満水状態での浸水を検討

※2 國際條約に基づく基準(確率論等を用いた詳細な計算が必要)

(表は500トンかつ80m以上の船舶の記載を除外)

- 上記の安全対策が困難な船舶(現存船や5トン未満の小型船等)は、以下のいずれかの代替措置での対応も可能。

浸水警報装置及び排水設備の搭載 又は 不沈性及び安定性を有する構造

適用日

次スライドからご説明する内容

①旅客定員13人以上の船舶

- 「海上運送法」の適用を受け人の運送に使用される船舶:令和8年4月1日以降最初の定期検査までに搭載
- 遊漁船業にのみ供する船舶:令和9年4月1日以降最初の定期検査までに搭載(予定)
- 上記に該当しない旅客定員13人以上の船舶:令和8年4月1日以降最初の定期検査までに搭載

②旅客定員12人以下の船舶

- 「海上運送法」の適用を受け人の運送に使用される船舶:令和9年4月1日以降最初の定期検査までに搭載
- 遊漁船業にのみ供する船舶:令和9年4月1日以降最初の定期検査までに搭載(予定)

(一区画可浸のイメージ)

